

公益社団法人大阪社会福祉士会 役員・委員等旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員、顧問及び相談役、並びに本会の他の機関の委員（以下「役員・委員等」という。）に支給する交通費、宿泊料及び日当（以下「旅費等」という。）について必要な事項を定める。

(適 用)

第2条 役員・委員等が、本会の用務をおびて出張したとき、又は本会会長の命を受けて会議に出席し、あるいは研修等に参加したときは、旅費等を支給する。ただし、別に支給される報酬等に旅費等が含まれる場合は、この限りでない。

(遠距離旅費等)

第3条 役員・委員等が、本会の用務をおび又は本会会長の命を受けて会議等に出席するため遠距離地（本会より片道おおむね200km以上又は所要時間3時間以上の区域）に出張する場合の旅費等は、次のとおりとする。ただし、他団体の会議等に出席するため、遠距離地に出張し、その旅費等を他団体から支給される場合はこの限りでない。

区 分	交通費	宿 泊 料	日 当
本会会員以外の理事 監事、顧問及び相談役	実 費	12,000円	2,000円
本会会員役員及び委員	実 費	8,000円	—

2 前項の交通費の実費とは、自宅又は勤務地の最寄り駅から用務地最寄り駅等までの往復について最も合理的な通常の経路及び方法により出張した場合の、鉄道、バス、船舶、航空機等の運賃・料金の支払額とする。実費には、乗車券、特急券、急行券、寝台券の支払額を含めるが、グリーン料金は、含まないものとする。

3 宿泊料は、宿泊を必要とする場合の宿泊日数により支給する。ただし、鉄道、船舶、バスにおいて宿泊するときは支給しない。

4 日当は出張した実日数により支給する。ただし、午後の出発又は午前の帰着については、そのいずれか1日を日数に算入しない。

(近距離旅費等)

第4条 前条に定める他、役員・委員等が本会の総会、理事会、監事会及び各種委員会等の会議に出席する場合及び本会会長が命じた会議への出席、研修会等への参加の場合の旅費等は、次のとおりとする。

区 分	交 通 費
本会会員以外の理事 監事、顧問及び相談役	5,000円
本会会員役員及び委員	実 費

- 2 前項の交通費の実費とは、自宅又は勤務地の最寄り駅から会議、研修等開催地の最寄り駅等までの往復について最も合理的な通常の経路及び方法により出席した場合の、鉄道、バス等の運賃とする。
- 3 会議、研修等の内容が宿泊をともなうものである場合は、前条に定める宿泊料を支給する。ただし、当該会議、研修等の主催者が、宿泊料を定めた場合はその額とする。

(旅費等の支払)

第5条 旅費等の支払は、原則として当日払いとする。ただし、場合によっては、事前の仮払い、あるいは、事後の清算払いをすることができる。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会役員・委員等旅費規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会役員・委員等旅費規程（2006年11月19日制定）は、廃止する。